

下諏訪町監査委員

平成28年度決算に基づく健全化判断比率
審査意見書及び資金不足比率審査意見書

29監委第8月11号
平成29年8月21日

下諏訪町長 青木悟様

下諏訪町監査委員

星中岳奎生司

健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率並びに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の期間

平成29年8月7日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、その算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、適正に算出されているものと認められます。

記

健全化判断比率	平成28年度	平成27度	平成26度	早期健全化基準
①実質赤字比率	— (%)	— (%)	— (%)	15.0 (%)
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.0
③実質公債費比率	0.5	0.0	0.4	25.0
④将来負担比率	94.8	108.0	115.6	350.0

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成28年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字となっているため、数値なしとなっています。

②連結実質赤字比率について

平成28年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字となっているため、数値なしとなっています。

③実質公債費比率について

平成28年度の実質公債費比率は0.5%(対前年比0.5ポイントの増)となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

④将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は94.8%(対前年比13.2ポイントの減)となり、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

平成28年度決算に基づく資金不足比率審査意見

- 1 審査の概要
この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の対象

平成28年度 下諏訪町水道事業会計
平成28年度 下諏訪町下水道事業会計
平成28年度 下諏訪町温泉事業特別会計

3 審査の期間

平成29年8月7日

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率は、その算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、適正に算出されているものと認められます。

記

会計等名	平成28年度	平成27年度	平成26年度	経営健全化基準
①水道事業会計	— (%)	— (%)	— (%)	20.0 (%)
②下水道事業会計	—	—	—	20.0
③温泉事業特別会計	—	—	—	20.0

※各会計等に資金不足額が生じていないため、資金不足比率は「—」で表示しています。